



○ 軽自動車四輪

軽自動車検査協会千葉事務所  
☎ 043(245)0163

- 問合せ  
○ 軽自動車四輪

・ 土地価格等縦質帳簿は光町所  
在の家屋に対する固定資産税  
の納税者

縦質は、固定資産税の納税者の  
みなさんが、土地や家屋の評価  
額を比較し、自己の土地や家屋  
の評価額の適正さについて検討  
していく制度です。

期間 4月1日(木)～5月31日(月)  
(土・日曜日、祝祭日は除く)  
午前8時30分～午後5時

名義変更の手続きをしてください。  
次の場合は、お早めに、廃車・  
名義変更の手続きをしてください。

① 住所が変わったとき  
② 下取りなど車を譲渡したとき  
③ 事故や古くなつて、車を使わ  
なくなつたとき  
④ 所有者または、使用者が亡く  
なつたとき  
⑤ 盗難にあつたとき

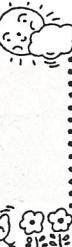
こつこつと勉強せよと子に言ひて  
税の申告の集計急ぐ

## 税の一覧

## 軽自動車の 届け出はお早めに



税の  
プロトナード



○ 軽自動車二輪・二輪の小型  
自動車

関東運輸局千葉運輸支局  
☎ 043(242)7337○ 原付・農耕作業用  
税課

☎ 841211 内線1111

場所 税務課  
☎ 841211 内線1121

※代理人の場合は委任状が必要  
です

## 固定資産 (土地・家屋)

### 縦質帳簿の縦質

平成16年度の土地・家屋価格  
等縦質帳簿の縦質を行います。  
土地・家屋価格等縦質帳簿の

縦質は、固定資産税の納税者の  
みなさんが、土地や家屋の評価  
額を比較し、自己の土地や家屋  
の評価額の適正さについて検討  
していく制度です。

所得税・町県民税の申告期限  
は3月15日(月)です。まだお済み  
でない方はお早めに提出してく  
ださい。

## 申告はもう お済みですか



### 消費税の届出 が必要です

消費税法の改正により、平成  
15年分の課税売上高が1000  
万円を超える個人事業者は、平  
成17年分について消費税の課税  
事業者となりますので、これに  
該当する方は「消費税課税事業  
者届出書」をお早めに税務署ま  
で提出してください。

問合せ

銚子税務署  
☎ 047921571

千葉県最低賃金 産業別最低賃金改正				
最低賃金件名	改正最低賃金額	発効日	改正前最低賃金額	引き上げ額
千葉県最低賃金	677円 改正はありません	平成14年10月4日	677円	0円
産業別最低賃金				
調味料製造業(1)	766円	平成15年12月25日	765円	1円
鉄鋼業	793円	平成15年12月25日	792円	1円
一般機械器具製造業(2)	783円	平成15年12月25日	782円	1円
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業(3)	780円	平成15年12月25日	779円	1円
精密機械器具製造業	765円	平成15年12月25日	764円	1円
各種商品小売業	747円 改正はありません	平成14年12月25日	747円	0円
自動車(新車)小売業	775円	平成15年12月25日	774円	1円

千葉県内のすべての事業場で働く労働者(パート、アルバイトを含む)に適用される千葉県最低賃金及び特定の業種の事業場で働く労働者に適用される産業別最低賃金7業種が左記のとおりとなりました。

最低賃金の内容についてのお問い合わせは、千葉労働局労働基準部賃金室(☎ 043(221)23328)または最寄の労働基準監督署にお尋ねください。

24時間電話サービス ☎ 043(221)4700

- (注) (1)は、味噌製造業を除く。  
(2)は、事務用・サービス用・民生用機械器具製造業、その他の機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業及び縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業を除く。  
(3)は、電球・電気照明器具製造業及び電気計測器製造業を除く。